

スポーツ総合センター 温水プール特別講座 スローフローヨガ

のんびり体を動かしながら、体と心の調子を整え、心身ともにリフレッシュしましょう。

日時 9月27日(木) 19:30~20:30

場所 スポーツ総合センター サブアリーナ

対象 18歳以上の方

料金 500円 ※定期券をお持ちの方は利用できます。

定員 30人

申込方法 9月4日(火)から申込みを開始します。申込みは、定員になり次第締め切ります。

※電話での申込みも受け付けます。

持参物 飲み物、タオル、ヨガマット

※ヨガマットをお持ちでない方は貸出します。

服装 動きやすい服

問い合わせは スポーツ総合センター温水プール
(☎22-8733) へ

市制施行60周年記念イベント

ai のおもてなし

次のとおり、婚活イベントを開催します。多数ご参加ください。

日時 10月6日(土) 11:30~15:30 (11:00受付)

場所 ヴィレッジ淡島

対象 20歳以上45歳未満の独身男女各30人

※女性は、関西圏在住の方優先・バス送迎あり。

男性は、阿南市在住の方優先。

参加費 男性4,000円、女性2,500円

申込方法 住所、氏名(ふりがな)、年齢、性別、携帯電話番号を記入の上、電子メールでお申し込みください。

※くわしくは、阿南de愛隊ホームページをご覧ください。

主催 阿南de愛隊

問い合わせは 阿南de愛隊

(定住促進課内 ☎22-7404) へ

e-mail:konkatsu@anan.i-tokushima.jp

ささゆり通信第85号

「ワーク・ライフ・バランス」って知ってる？

ワーク・ライフ・バランスは、働くすべての人が、「仕事」と育児や介護、趣味や学習、休養、地域活動など「仕事以外の生活」との調和をとり、その両方を充実させる働き方・生き方のことです。しかし、現実の社会では多くの人がワーク・ライフ・バランスを実現できていません。ワーク・ライフ・バランスを実現すると、こんなメリットがあります。

【働く人にとって】

- ・健康づくりや休養のための時間が取れると、心身の健康を維持できていい。
- ・生活が充実すると、仕事もやる気が出る。
- ・仕事帰りに学校に通って資格を取ったら、昇進した。
- ・介護サービスを上手に活用したら、仕事と介護が両立できた。
- ・子育てや家事を分担できるようになって仕事との両立が楽になる。

【企業にとって】

- ・長時間労働を改善し、従業員の健康が守られる。
- ・知識や技術、経験のある人材の離職を防ぎ、有能な人材の確保につながる。
- ・資格を取得したりするなど、従業員の能力向上につながる。
- ・企業イメージが向上しPR効果につながる。

ワーク・ライフ・バランスは、働く人と事業主が共に協力して、自主的に取り組むことが望ましく、国や地方公共団体などが支援し、社会全体で取り組みを進めていくべきものです。

働き方を少し考えてみませんか？

人権・男女参画課

年金相談コーナー



Q 国民年金に加入していますが、国民年金保険料の納め忘れがないか心配です。なにか良い方法はありますか。



A 国民年金保険料の納付については、口座振替の手続きをすることにより、毎月自動的に引き落としされます。そのため納期限を気にする必要がなく、納め忘れがなくなります。申込方法は、口座振替納付申出書に必要事項を記入・押印(口座届出印)し、金融機関に提出してください。

また、残高不足で引き落としされなかったときは、翌月分の引き落としの際に、再振替(翌月分と一緒に2カ月分を引き落とし)します。再振替ができなかったときは、納付書が送付されますので、金融機関などの窓口で納めてください。

問い合わせは 保険年金課
(☎22-11118) へ

～あなたの女性の新しい働き方へ～ ワークショップ参加者募集

子育て・介護で外に出ていけない。そんなふう悩んでいる方、時間や場所にとらわれないテレワークという働き方をご存知ですか。

阿南市では女性活躍を支援するため、「あなんテレワーク推進センター」を昨年6月にオープンし、10月には10人の女性テレワーカーを養成、既に在宅ワークで活躍されています。今年度のICT ママ養成講座は、秋に開催予定です。講座に興味をもたれた方は、ワークショップへのご参加をお待ちしています。ワークショップでは、在宅での仕事の始め方や女性テレワーカーの体験談を聞く事ができ、テレワークについての悩みや質問にもお答えします。お子さま連れ、幅広い年代の方大歓迎です。気兼ねなくみんなでワイワイ話しませんか。

日時 9月12日(水) 10:00～12:00

場所 あなんテレワーク推進センター（牛岐城趾公園管理事務所2階）

※お車で越しの際は、市役所駐車場をご利用ください。

対象 市内在住の女性 定員 10人（先着順） 参加費 無料

申込方法 住所、氏名、年齢、電話番号、お子さま連れの場合はお子さまの年齢を記入の上、電話またはファクスでお申し込みください。

申込締切日 9月10日(月)

※いただいた個人情報は目的以外に使用しません。

申込み・問い合わせは

〒774-8501 富岡町トノ町12番地3

男女共同参画室 ☎22-7401・FAX22-4785）へ



あなんテレワーク推進センター イベント情報！

女性の活躍推進に向けて「あなんテレワーク推進センター」では毎月楽しいイベントを開催しています。ぜひご参加ください！

●「ペライチ」で誰でも簡単！ホームページ制作

「ペライチ」とは無料でホームページ作成ができるサービスです。テンプレートが選べるので、誰でも簡単にプロ並みの本格的なホームページやランディングページを作ることができます！自分のホームページを作りたい、簡単な作り方を知りたい方におすすめです。

※外部講師を招いて開催する特別イベントです。

日時 9月7日(金)、21日(金) 10:30～12:30（2時間） ※両日とも内容は同じです。

●クラウドソーシングサイトを始めてみよう

自宅にしながらお仕事の受発注ができるクラウドソーシングサービスについて学びましょう。クラウドソーシングについて知らない方も安心！1人ではよくわからなくて不安な方、会員登録からお仕事の選び方のコツまで、丁寧にお伝えします。

日時 9月26日(水) 10:30～12:00（1時間30分）

〈共通事項〉

対象・定員 市内在住の女性、各8組程度

場所 あなんテレワーク推進センター（牛岐城趾公園管理事務所2階）

※お車で越しの際は市役所の駐車場をご利用いただきますようお願いいたします。

持参物 パソコン（2台までレンタルPCがあります） 参加費 無料

申込方法 電話、ファクスまたはメールで、氏名、年齢、電話番号、希望日、お子さま連れの場合はお子さまの年齢、レンタルパソコンが必要な方はその旨を記入の上、お申し込みください。

☎ あなんテレワーク推進センター（テレワークひろば）

☎・FAX24-8009）へ ※月、水、金曜日（祝日除く）10:00～15:00

e-mail:anan@child-rin-tokushima.com



個人住民税の特別徴収を実施していない事業主の皆さまへ

平成31年度から原則すべての事業主の皆さまに 従業員の個人住民税を特別徴収していただきます

徳島県と県内全市町村は、個人住民税の特別徴収の徹底のため、「徳島県統一基準」※に該当する場合を除き、事業主の皆さまに従業員の個人住民税の特別徴収を実施していただきますので、ご理解とご協力をお願いします。

個人住民税の特別徴収とは

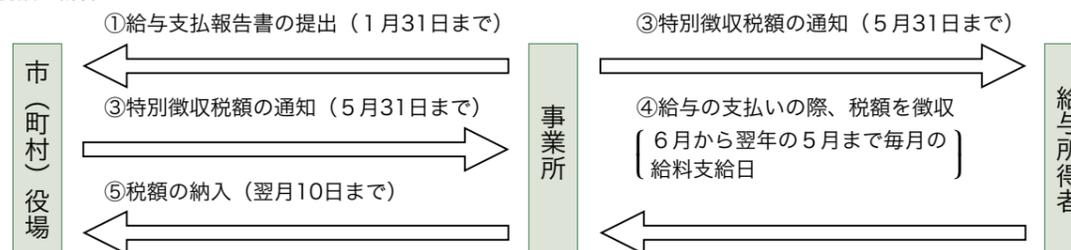
事業主（給与支払者）が従業員（納税義務者）に代わり、毎月従業員に支払う給与から個人住民税（市町村民税＋県民税）を徴収（給与天引き）し、納入していただく制度です。

地方税法第321条の4および各市町村の条例の規定により、所得税の源泉徴収義務のある事業主（給与支払者）は、所得税と同様、個人住民税の特別徴収義務があります。

これまで一部の従業員の方のみ特別徴収をしていた事業所についても、原則、すべての従業員の方が対象となります。

特別徴収制度の仕組み

②税額の計算



※徳島県統一基準

原則、すべての従業員の方が特別徴収の対象となりますが、次の基準（AからE）のいずれかに該当する場合は、当面、給与支払報告書の提出時に「普通徴収該当理由書」を併せて市町村へ提出することにより、例外的に普通徴収（従業員が市町村から送付される納付書で納付する方法）が認められます。

- A 受給者総人員数が2人以下
（他市町村分も含め、次のBからEに該当する者を除いた全受給者数が2人以下）
- B 他の事業所で特別徴収をされている方（例：乙欄該当者）
- C 給与が少額で、特別徴収税額の引き去りができない方（前年の年間給与支給額が93万円以下）
- D 給与の支払が不定期な方（例：給与の支払が毎月でない）
- E 退職または退職予定（5月末日まで）の方

※くわしくは、阿南市ホームページをご覧ください。

<http://www.city.anan.tokushima.jp/> くらし・教育→税→市民税係

問い合わせは 税務課市民税係 ☎22-1114）へ

平成30年度 後期高齢者医療制度の 歯科健康診査について



後期高齢者医療制度に加入されている節目の年齢の方を対象に、歯・歯肉の状態や口腔清掃状態等をチェックし、口腔機能の低下や肺炎等の疾病を予防するため、歯科健康診査を実施しています。

また、徳島大学歯学部において、口腔内ケアと体の健康、医療費や介護給付費との関連を調査しています。定期健診を受けたり口腔ケアを行うことは、全身の健康にとっても重要であることが示されています。

健康診査の対象となる方は、ぜひ受診しましょう。

対象者

○平成29年中に節目の年齢になられた方（昭和17年、昭和12年、昭和7年、昭和2年生まれの方）

ただし、長期入院患者や施設入所者は対象外です。

〔長期入院患者や施設入所者の方は、すでに健康状態を把握され、医師や施設管理者等の指導を受けていると考えられることから、歯科健康診査の対象者から除いています。〕

なお、対象者には歯科健診受診券のはがきを送付されます。長期入院患者・施設入所者の方にはがきが届くこともありますが、対象外ですので健診はご遠慮ください。

受診場所 後期高齢者の歯科健診の実施協力歯科医院

○受診可能な歯科医院の一覧表を市町村窓口・広域連合窓口で配布しています。
また、広域連合および県歯科医師会のホームページに掲載しています。

受診方法 事前に電話等にて健診実施歯科医院にご予約の上受診してください。

健診項目 問診、口腔内診査、口腔機能評価等

受診費用 無料

受診期間 9月1日(土)～11月30日(金)

持っていくもの 後期高齢者医療被保険者証と歯科健診受診券のはがき

その他注意事項

- 健診の予約日を忘れないようにしてください。
- 歯科健診は期間中に1回のみです。後日重複受診が判明した場合は費用を請求させていただきますのでご了承ください。
- 歯科健診自体は無料ですが、その後に治療行為が行われる場合は有料となりますのでご注意ください。
- 健診結果は、広域連合またはお住まいの市町村での口腔保健指導および徳島大学との共同研究による分析調査に活用する場合がありますので、ご了承ください。

問い合わせは

〒771-0135 徳島市川内町平石若松78番地1
徳島県後期高齢者医療広域連合事務局事業課（☎088-677-3666）へ